



**AIC VIETNAM CO., LTD**

*Always by your side*

# 駐在員事務所の年次活動報告 の義務についてのお知らせ

2016年1月25日付け政令 No. 07/2016/ND-CP に基づき、駐在員事務所は、毎年1月30日前に設立許可書発行機関に自己の年次活動に関する報告書を提出しなければならない。

年次活動報告は2016年7月5日付け通達 No. 11/2016/TT-BCT とともに公布された様式 BC-1 により作成する。

報告の内容は以下の内容を含まなければならない。

- 駐在員事務所、駐在員事務所の従業員に関する情報
- 年間の従業員の変更内容
- 駐在員事務所の実際活動の内容および状況
- 請願事項、提案など

報告書は規定に沿って、十分、正確、かつ正直に実施されなければならない。

定期報告をしない、或いは正確に報告をしない場合、行政違反処分に関する法律規定に基づき、2,000万ドンから4,000万ドンまで（830USD～1,660USD相当）の罰金を支払わなければならない。

2年続けて駐在員事務所の活動に関する定期報告をしない場合、駐在員事務所は設立許可書が回収される。

従って、駐在員事務所はこの報告書の提出に留意する必要がある。

上記の情報はご参考まで。詳細についてはAIC VIETNAM CO., LTDにお問い合わせください。

## **HANOI**

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc Str., Hai Ba Trung Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +(84)24 - 39 765 761

Fax: +(84)24 - 39 765 762

## **DANANG**

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02 Quang Trung, Danang, Vietnam

Tel: +(84)236 - 3 898 325

Fax: +(84)236 - 3 898 326

## **HO CHI MINH CITY**

I-share Business Center, 8F, Loyal Building, 151 Vo Thi Sau, ward 6, Dist 3, Ho Chi Minh City

Tel: +(84)28 - 71 088 468

## **JAPAN BRANCH**

12F, Yokohama Blue-Avenue, 4-4-2 Minatomirai, Nishi-Ku, Yokohama-Shi, Kanagawa-Ken, Japan